

社会福祉法人祥瑞会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祥瑞会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものである。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償の額及び支給)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けた下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。その支給方法は、当法人の旅費規程の例による。ただし、日当及び交通費は旅程にかかわらず全額支給する。

区 分	日当（1日につき）	交通費（1日につき）
理事会等出席	3,000円	2,000円
監事監査指導等	3,000円	2,000円

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から適用する